

議案第 67 号

あかし市民広場条例の一部を改正する条例制定のこと

あかし市民広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

あかし市民広場条例の一部を改正する条例

あかし市民広場条例（平成 27 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
別表（第 7 条関係） 1 （略） 2 附属設備の使用料 1 種類 1 回につき <u>8,000 円</u> 以内で規則で定める額	別表（第 7 条関係） 1 （略） 2 附属設備の使用料 1 種類 1 回につき <u>5,000 円</u> 以内で規則で定める額
備考 1 改正部分は、下線の部分である。 2 改正の欄に「（削 る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。 3 現行の欄に「（新 設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた者に係る附属設備の使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた者に係る附属設備の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

本案は、あかし市民広場の大型ビジョンの更新に伴い、附属設備の使用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。